

令和6年度 職長能力向上教育(製造業向け)

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)」に対し、安全又は衛生の項目についての教育(職長教育)を行わなければならないことが義務付けられています。

また、労働安全衛生法第19条の2で定める「能力向上教育」について、厚生労働省が示す要綱において、製造業及び建設業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後定期(おおむね5年ごと)に、及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を実施すべきとされています。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
 ② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間

科 目	範 囲	時 間
職長等として 行うべき労働 災害防止及 び労働者 に対する指導 又は監督の 方法に関する こと	1 基本項目(必須) (1)職長等の役割と職務 (2)製造業における労働災害の動向 (3)「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害 防止活動 (4)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基き講ずる措置 (5)異常時等における措置 (6)部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (7)関係法令に係る改正の動向	2時間 9:00 \$ 11:05
	2 専門項目(以下の事項から選択して実施する場合があります。) (1)事業場における安全衛生活動 (2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (3)部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	2時間 11:10 \$ 14:00
グループ演習	以下のうち1以上について実施 ○ 職長等の職務を行うに当たっての課題 ○ 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) ○ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基き講ずる措置 ○ 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	2時間 14:05 \$ 16:10
合 計		6時間

講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

4 受講料

当協会々員 10,450 円 (テキスト・資料代金0円・受講代金のみ) ※金額は税込
 一 般 12,650 円 (テキスト・資料代金 990円含む)

5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
 ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し (詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
 〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
 ③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

振込口座	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会
------	------------------------------------

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

FAX 0952-37-8278 Email : kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付して受講票とし、地図、用意する物等の注意事項を記載したものと一緒にお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。 (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。